

嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画の実施状況について

嘉手納町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、平成 28 年 3 月 31 日に「嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定いたしました。

今般、女性活躍推進法第 19 条第6項に基づき、行動計画の実施状況を次のとおり取りまとめしております。

《嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実績》

1 女性登用に関するもの

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (目標値)
割合	5.6%	5.6%	5.6%	16.7%	16.7% (12%以上)
総数 (内女性)	18 人 (1 人)	18 人 (1 人)	18 人 (1 人)	18 人 (3 人)	18 人 (3 人)

2 職員の勤務環境に関するもの

男性職員の育児休業取得率

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (目標値)
割合	5.6%	5.9%	4.8%	0%	0% (12%以上)
対象者数 (内取得者)	18 人 (1 人)	17 人 (1 人)	21 人 (1 人)	16 人 (0 人)	16 人 (0 人)

3 休暇の取得推進

年次有給休暇の取得日数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (目標値)
取得日数 (平均)	11 日	12 日	13 日	12 日	13 日 (12 日以上)